

自然公園内の規制の概要

鳥取県公園自然課
平成18年4月

風致景観の重要性・特性等に応じて、「特別保護地区」、「第1種～第3種特別地区」、「海中公園地区」、「普通地域」の6種に区分し、風致景観に好ましくない行為の規制に強弱をつけている。

地種区分	手続きが必要な行為	許可基準の概要	許可権者
特別保護地区	特別地域内の行為(①～⑥、⑧、⑨、⑫、⑬)に加え ① 木竹の損傷 ② 木竹の植栽 ③ 家畜の放牧 ④ 物の集積・貯蔵 ⑤ 火入れ、たき火 ⑥ 植物の採取・損傷・落葉落枝採取 ⑦ 動物の捕獲等 ⑧ 車馬等の乗入れ	〈許可制〉 学術研究または公益上必要と認められるものに限る。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> ※鳥取砂丘地内については、鳥取県または鳥取市が主催、共催、若しくは後援する一時的な催事等について特例措置あり。 </div>	<国立公園> ●環境大臣 <国定公園> ○鳥取県知事
第1種特別地域	① 工作物の新築・改築・増築 ② 木竹の伐採 ③ 鉱物や土石の採取 ④ 河川、湖沼の水位・水量の増減 ⑤ 指定湖沼への汚水の排出等	〈許可制〉 学術研究または公益上必要と認められるもの、または景観上支障の少ない農林漁業等の行為に限る。	<国立公園> ●環境大臣 ※ただし、住宅・仮設工作物・その他小規模工作物の新改増築、広告物の設置等は○鳥取県知事
第2種特別地域	⑥ 広告物の設置等 ⑦ 屋外での指定物の集積・貯蔵 ⑧ 水面の埋立等 ⑨ 土地の形状変更 ⑩ 指定植物の採取等 ⑪ 指定動物又はその卵の捕獲等 ⑫ 屋根、壁面等の色彩の変更 ⑬ 指定区域への立入り	〈許可制〉 ○仮設工作物 (イベントのテント・ステージ等) 設置期間が3年を越えず、容易に撤去でき、色彩が周辺景観と不調和でないこと。 ○広告物 ・高さ5m以下 ・誘導看板1㎡以下、営業所等看板5㎡以下 ・赤などの原色、蛍光色などを用いないこと ○建築物の新改増築(一般住宅の場合) ・高さ13m以下 ・建坪率10%～20%(敷地面積による) ・屋根は、切妻・寄棟・入母屋形式とし、勾配3/10～5/10、色彩灰～黒色又は茶系色などとする ・外壁の色彩は、茶色・クリーム色・ベージュ色とする	<国定公園> ○鳥取県知事 <県立自然公園> ○鳥取県知事
第3種特別地域	⑭ 指定地域での車馬等の乗入れ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> ※地方公共団体が地域の活性化に資する自然を活用した催しであると認めた行為①⑥⑨⑫について、省令による特例措置あり。 </div>		
海中公園地区	① 工作物の新築・改築・増築 ② 鉱物や土石の採取 ③ 広告物の設置等 ④ 指定動植物の捕獲等 ⑤ 海面の埋立・干拓 ⑥ 海底の形状変更 ⑦ 物の係留 ⑧ 汚水の排出等	〈許可制〉 学術研究または公益上必要と認められるものに限る。	<国立公園> ●環境大臣 ※ただし、一部行為は○鳥取県知事 <国定公園> ○鳥取県知事
普通地域	① 大規模な工作物の新築等 ② 特別地域内の河川、湖沼の水位・水量の増減 ③ 広告物の設置等 ④ 水面の埋立・干拓 ⑤ 鉱物や土石の採取 ⑥ 土地の形状変更 ⑦ 海底の形状変更	〈事前届出制〉 大規模な工作物等風景を害するものについては、保全のための行政措置を講ずる場合がある。	<国立公園> ●環境大臣 ※ただし、一部行為は○鳥取県知事 <国定公園> ○鳥取県知事 <県立自然公園> ○鳥取県知事

※上表はあくまでも規制の概要であり、詳細は許可基準(自然公園法施行規則第11条等)を参照のこと。